建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称			称	株式会社小坂田建設		代表者氏名		小	小坂田		明	
主たる営業所の所在地			美所 地	岡山市北区建部町川口1417								
許	可	番	号	岡山県知事 般-27 第8934号	許可を受		-	-	-	石、	鋼、	舗、
		щ		般-27 第8934号	る建設業	の種類	しゆ、	、水				

2 処分に関する事項

処分年月日	令和元年10月1日	処分を行った者	岡山県知事						
根拠法令	建設業法第28条第1項	(第3号該当)							
加八の内容									

処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速や かに周知徹底すること。
- (2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図るこ
- (3)建設工事の安全確保に関する関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及 び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこ
- (4)上記(1)~(3)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。 (研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の 措置を講じた場合は、併せて報告すること。)

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社小坂田建設は、平成30年3月31日、岡山市北区建部町建部地内の 田修繕工事において、明り掘削の作業を行わせるにあたり、石積擁壁の損壊等に より労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、同石積擁壁が損壊す ることを防止する措置を講じないで同作業を行わせ、その結果、同石積擁壁が損 壊し、労働者1名が死亡し、労働者1名が重傷を負う労働災害を発生させた。

このことにより、同社は、岡山簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金10 万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるため、同 法第28条第1項に基づき指示処分とする。

その他参考となる事項 | 岡山労働局からの通報